

美里町建設工事執行規則

平成26年3月31日

規則第14号

美里町建設工事執行規則（平成18年美里町規則第94号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、町が執行する建設工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（2） 工事執行者 町長又はその委任を受けて工事に関する契約を締結し、執行する者をいう。

（工事の執行方法）

第3条 工事の執行方法は、請負又は委託とする。ただし、工事執行者が特に必要であると認める場合は、直営とすることができる。

2 工事の請負又は委託は、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約によるものとする。

3 直営工事に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（競争入札の参加者の資格）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、町長の登録を受けた者でなければならない。

2 前項の登録（以下「入札参加登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた者であって、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の申請をしたものでなければならない。

3 町長は、前項に定めるもののほか、登録申請者に必要な資格の基準を別に定める。

（入札参加登録）

第5条 町長は、入札参加登録を2か年度に1回行うものとする。

- 2 入札参加登録の申請（以下「登録申請」という。）は、原則として町長が指定した期間（以下「受付期間」という。）に行わなければならない。
- 3 入札参加登録を受けた者（以下「登録者」という。）の資格の有効期間は、2会計年度とする。
- 4 入札参加登録は、第2項に規定する受付期間以外であっても行うことができる。ただし、受付期間以外に登録申請して登録者となった者の資格の有効期限は、受付期間における登録者の資格の有効期間と同じとする。
- 5 前4項に定めるもののほか入札参加登録に関し必要な事項は、別に定める。

（競争入札の実施）

第6条 工事執行者は、登録者を対象に競争入札を行わなければならない。

- 2 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定めることができる。

（一般競争入札等の公告）

第7条 工事執行者は、一般競争入札又は入札参加者を公募する指名競争入札により、契約を締結しようとするとき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 入札に付する事項
- （2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3） 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする旨
- （4） 契約条項を示す場所及び日時
- （5） 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時
- （6） 入札執行の場所及び日時
- （7） 入札保証金に関する事項
- （8） 最低価格の入札者以外の者を落札者とするところのある旨
- （9） 前各号のほか必要な事項

（指名競争入札の指名等）

第8条 工事執行者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、登録者のうちから、別に定める基準に従い、5人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、5人以内とすることができる。

2 前項の場合においては、前条各号（第2号を除く。）に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

（見積り期間）

第9条 入札公告及び前条第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積り期間に相当する日数より前に行わなければならない。

（入札保証金の額）

第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7第1項（政令第167条の13の規定において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の額は、競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が見積もる入札金額の100分の5以上の額とする。

（入札保証金に代える担保）

第11条 前条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 国債証券又は地方債証券

（2） 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

（3） 銀行又は町長が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締り等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。

以下同じ。）が引受け又は保証若しくは裏書をした手形

（4） 銀行又は工事執行者が確実と認める金融機関の保証

（入札保証金の免除）

第12条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（1） 入札者が町を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結したとき。

（2） 入札者が過去2年間の間に国（法律により設立された法人でその業務が国の事務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものを含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者及び町長がこれと同等と認める者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合は、工事執行者は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第13条 工事執行者は、入札終了後、速やかに入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者については、契約保証金を納付する契約にあってはその納付後、契約保証金を免除する契約にあっては契約締結後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により、契約保証金に充当することができる。

(予定価格)

第14条 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行う補修工事等であるときは、工事の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

(最低制限価格)

第15条 工事執行者は、政令第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書にその最低制限価格を記載しなければならない。

(調査基準価格)

第16条 工事執行者は、政令第167条の10第1項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により調査基準価格(契約の相手方となるべき者の申込み価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合の基準となる価格をいう。)を設けたときは、予定価格調書にその調査基準価格を記載しなければならない。

(予定価格等の取扱い)

第17条 予定価格調書の記載内容は、開札が終了するまで明らかにしてはならない。ただし、あらかじめ予定価格又は最低制限価格若しくは調査基準価格(以下「予定価格等」という。)を明らかにして入札を行う場合は、この限りでない。

(入札の執行)

第18条 町長は、自ら入札執行をする場合を除き、入札執行者を指定しなければならない。

2 入札執行者は、開札の際、予定価格調書を開札場所に置かなければならない。

3 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、速やかに、再度の入札(以下「再度入札」という。)を行うものとする。

4 再度入札の回数は、1回とする。

(入札等)

第19条 入札者又は代理人(以下「入札者等」という。)は、入札書を工事執行者の指定した日時までに、指定した場所に提出しなければならない。この場合において、代理人は、入札者の委任状を提出しなければならない。

(入札の延期等)

第20条 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。

(2) 入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。

(入札者等の失格等)

第21条 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

(1) 入札期日において、政令第167条の4の規定に該当するとき。

(2) 入札期日において、第4条に規定する競争入札に参加する資格及び第6条第2項の規定により工事執行者が定めた資格を有しなくなったとき。

(3) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。

(4) 入札期日において、町から指名停止を受けている期間中であるとき。

(5) 入札期日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしているとき(別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評価点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。)

(6) 入札期日において、銀行取引停止処分となったとき(別に定めるところにより、

入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。)。

- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (9) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (13) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- (1) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札の無効)

第22条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 入札者等が2以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき認められるとき。

(落札者の決定)

第23条 入札執行者は、有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

2 調査基準価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

3 最低制限価格を設けたときは、第1項に規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した

ものを落札者とする。

(随意契約の予定価格)

第 2 4 条 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 1 4 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急等特に緊急に工事を施行する必要がある、かつ、予定価格を定める暇がないときは、この限りでない。

(随意契約)

第 2 5 条 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 1人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- (2) 契約の相手方が特定人に限定される時。
- (3) 災害その他緊急を要する場合において、競争入札に付することができないとき。
- (4) その他工事執行者が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴することを要しない。

- (1) 災害その他緊急を要する場合において契約しようとする時で、見積書を徴する暇がないとき。
- (2) 第 1 4 条第 2 項の規定により単価契約をした工事を行わせる時。
- (3) 官公署と契約しようとする時。
- (4) その他工事執行者が適当と認めるとき。

(契約の締結)

第 2 6 条 工事執行者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、決定した日の翌日から起算して7日以内に別に定める工事請負契約書により契約を締結しなければならない。

2 工事執行者は、前項の規定にかかわらず、同項の契約の契約金(以下「請負代金」という。)の額が1件130万円以下の工事の契約を締結しようとする場合であって、工事の履行が適正に確保されると認められるときは、請書その他これに類する書面をもって契約書に代えることができる。

3 工事執行者は、落札者又は随意契約の相手方が、正当な理由がなく、第1項の期間内に契約書に記名押印し、工事執行者に提出しないときは、当該契約を締結する意思がないものとみなし、当該契約を締結しないものとする。

(公正入札違約金)

第27条 工事執行者は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第21条第1項第10号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴する。

2 工事執行者は、前項に規定する公正入札違約金の支払に代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することができる。

(契約保証金の額)

第28条 政令第167条の16第1項の契約保証金の額は、請負代金額の100分の10以上の額とする。

2 工事執行者は、契約の変更により請負代金を増額した場合であって、契約の変更前の契約保証金の額が、変更後の請負代金の100分の75を上回り、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができる。

3 工事執行者は、契約の変更により請負代金を減額したときは、第1項の規定にかかわらず、契約の相手方の請求により、その減額の割合に応じて契約保証金の額を減額することができる。

4 第1項の契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

(1) 第11条各号に掲げるもの

(2) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(契約保証金の免除)

第29条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が130万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 前項第1号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の返還)

第30条 工事執行者は、契約履行後、速やかに契約保証金を返還するものとする。ただし、瑕疵担保義務期間の満了までその全部又は一部の返還を留保することができる。

(監督及び検査)

第31条 契約の適正な履行を確保するため工事の監督又は検査についての必要な事項は、別に定める。

(工事の着手等)

第32条 工事執行者は、契約の締結の日から10日以内に別に定める着手届及び工事工程表を契約の相手方(以下「受注者」という。)に提出させなければならない。

2 工事執行者は、前項の工事工程表の提出があったときは、これを審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議しなければならない。

(工事の下請負)

第33条 受注者は、契約を締結した工事(以下「請負工事」という。)に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分をほかの者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、請負工事の一部をほかの者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

(工事の変更等)

第34条 工事執行者は、必要がある場合は工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、受注者と協議してこれを定めるものとする。

2 前項の規定による変更請負代金額は、次式により算定するものとする。

$$\text{変更請負代金額} = (\text{原請負代金額} \times \text{変更請負対象設計額}) / \text{原請負対象設計額}$$

3 第1項の規定により、契約を変更する必要があるときは、別に定める変更契約書により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(工事の完成届等)

第35条 受注者は、工事が完成したときは、別に定める完成届を速やかに工事執行者に提出し、完成検査を受けなければならない。

(請負代金額の支払)

第36条 受注者は、前条の完成検査に合格したときでなければ請負代金の支払を請求することができない。

(前金払)

第37条 町長は、公共工事の前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)

第5条第1項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事(請負代金の額が1件130万円以上のものに限る。)に要する経費について、その工事の請負代金額の10分の4の額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内の額で、前金払をすることができる。

2 町長は、受注者から前払金保証契約書(証書謄本のほか写し1通)の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

(中間前金払)

第38条 前条第1項の契約をした工事執行者は、当該契約に係る工事(請負代金の額が1件500万円以上で、かつ、工期が100日以上のものに限る。)に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の額の10分の2を超えない範囲内で、中間前金払(前条の規定による前払金に追加してする前払金をいう。)の契約をすることができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、受注者から中間前払金保証契約書(証書謄本のほか写し1通)の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 第1項の規定による認定の判断基準については、別に定める。

(部分払)

第39条 契約により工事の完成前に工事の既存部分に対する請負代金相当額を支払う必

要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を超えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の金額まで支払うことができる。

2 前項の部分払の支払回数の限度は、その工事が前金払の支払を行うものであるときは次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数とし、前払金の支払を行わないものであるときは3回とする。

(1) 中間前金払の支払を行う場合 1回

(2) 中間前金払の支払を行わない場合 2回

(債務負担行為に係る契約における前金払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第37条及び第38条の規定の適用については、これらの規定中「請負代金額」とあるのは「出来高予定額（当該会計年度における第前条第1項の出来高の予定額をいう。）」と、第38条第1項中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と読み替えるものとする。

2 町長は、前会計年度末における出来高（第前条第1項の出来高をいう。以下同じ。）が前会計年度までの出来高の予定額（以下「出来高予定額」という。）に達しない場合は、第1項の規定により読み替えられた第37条第1項及び第38条第1項の規定にかかわらず、出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行うことができない。

3 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、請負人は、出来高が当該出来高予定額に達するまで保証契約の保証期限を延長しなければならない。

4 町長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により読み替えられた第37条第1項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払を行うことができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。